

## 万世ふるさとづくり委員会

### 1. 経緯について

米沢市では平成25年度から各コミュニティセンター単位で地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進することを目的とした「輝くわがまち創造事業」を進めています。

この事業は、万世に居住する地区住民が地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを目指し、委員自らが地域づくりに参加し企画立案をしながら、地区内の歴史や文化、伝統行事等の推進を図り地域住民と共に取り組み最長3年間で、最大300万円の補助金が交付される事業であります。

万世地区でもこの事業に積極的に取り組もうと平成24年12月に組織を立ち上げ、委員の募集を行なった。

平成25年2月に第1回目の会議を開催し、委員24名に対し委嘱状を交付後、組織の名称を「万世ふるさとづくり委員会」と決定、委員会の規約、役員を選出してスタートしました。

3月には、委員会を2回開催し事業のテーマ、事業計画、予算、内部の組織を決定し、3年間の輝くわがまち創造事業企画書を米沢市に提出しました。

### 2. 組織について

委員長 梅津幸保 副委員長 竹田 実・伊藤綾子（25年5月辞退）  
「万世ふるさとづくり委員会」各専門部会名簿

部会名	部会長	部員名		
看板等整備部	田畑 實	竹田 実	伊藤靖志	坂本直記
HP・マップ制作部	堤 全隆	梅津幸保	伊藤綾子	三本さおり
		遠藤千寿子	長澤千泰	加藤隆司
交流推進部	梅津光男	須藤勝夫	舟山直幸	伊藤智子
		宮森雄一	遠藤義一	
展示・映像・特産部	山田富士男	梅津安男	遠藤美穂子	武田智江子
		近野愛来	来次陽子	細田恵理

### 3. 規約について

#### 万世ふるさとづくり委員会規約

##### (名称及び所在地)

第1条 本会は「万世ふるさとづくり委員会」（以下、委員会という。）と称する。

2 本会の所在地を万世コミュニティセンターに置く。

##### (目的)

第2条 委員会の目的は、万世に居住する地区住民が地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを目指し、委員自らが地域づくりに参画し企画立案を考慮しながら事業を推進し、地区住民が活気ある生きがいのある生活を提案することを目的とする。

##### (事業)

第3条 委員会は、次の事業を行う。

- 1 万世地区の地域づくりの基本計画書「万世ふるさとづくり事業計画書」（以下、計画書）を作成し、地区住民の方々と協力し目的の実現に務める。
- 2 地区住民及び各種団体等の方々に、計画書に対して理解と賛同を得ながら魅力ある地域づくりや地域活性化のため、自主的かつ積極的な参加を促進する。
- 3 その他、目的達成のために必要な事業。

##### (委員の構成)

第4条 委員会は、委員会が委嘱した委員で構成する。

##### (役員を選出)

第5条 委員会に委員長1名を置き委員の中から互選する他、副委員長2名を置き委員長が指名する。

##### (役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じ補充された場合の任期は残任期間とする。

##### (役員職務)

第7条 委員長は、委員会を代表して会務を統括する。副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

##### (顧問)

第8条 委員会に委員長の委嘱により顧問を置くことができる。

(会議)

第9条 委員会の会議は、委員会、役員会及び専門部会とする。

2 委員会は、全委員で構成し、役員会は、委員長、副委員長及び必要により顧問、部会長、事務担当委員で構成する。

3 委員会、役員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

4 委員会は、委員をもって構成し、委員の過半数以上の出席がなければ開くことが出来ない。

5 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとし、欠席者は、委員会に一任する。

(専門部会)

第10条 計画を効率的に進めるため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員構成、運営は、本会の目的や委員長の統括の範囲において、その専門部の活動を推進する。

3 部会に部会委員の互選により部会長を置き、部の統括に当たる。

(経費)

第11条 委員会の運営及び事業に関する経費は、補助金をもって充てる。

(事業・会計年度)

第12条 事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

(会計監査)

第13条 委員会の監査は、万世コミュニティセンター管理運営委員会の監事が当たり、毎年1回実施する。

(事務局)

第14条 委員会の庶務は、委員長が指名をした委員が当たる。

委員会の会計は、万世コミュニティセンター事務局長が当たる。

附 則

1 この規約は、平成25年2月5日から施行する。

2 委員会設立当初の役員の任期は、第6条にかかわらず、平成26年3月31日までとする。